

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

給油取扱所における単独荷卸しに係る運用について

給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの荷卸し作業については、従来、保安上の問題から、当該給油取扱所の従業員である危険物取扱者の立会いが必要であるとしてきたところである。

しかしながら、経済状況の変化等から、平成7年3月31日に閣議決定された「規制緩和推進計画について」において、夜間等に給油取扱所の従業員の立会いなしに移動タンク貯蔵所に常務する危険物取扱者（以下「乗務員」という。）が単独で荷卸しを行うこと（以下「単独荷卸し」という。）に係る安全性の問題について検討することとされ、単独荷卸しにおける安全確保策について検討してきたところである。

今般、従来なされている安全対策に加えて、給油取扱い所及び移動タンク貯蔵所に必要な安全対策設備を設置するとともに、乗務員に対して必要な教育訓練を行う等、関係者において所要の措置が講じられた場合には、単独荷卸しが、従来行われている給油取扱所の従業員である危険物取扱者の立会いの下に行われる荷卸しと同等の安全水準を確保できることが明らかになったところである。

これを踏まえ、単独荷卸しについての運用を下記のとおり定めたので通知する。

なお、貴職におかれては、その運用に遺憾のないよう格段の配慮をされるとともに、貴管内の市町村に対してもこの旨周知され、よろしく御指導願いたい。

記

第1 給油取扱所において単独荷卸しが可能となる要件

給油取扱所における単独荷卸しは、給油取扱所に石油を販売し、かつ、運送業者に石油を運搬させる石油供給者（石油元売り会社、商社等）が、単独荷卸しに係る安全対策設備、乗務員に対する教育訓練の内容等単独荷卸しに係る基本事項を定めることが前提となること。

さらに、単独荷卸しは、この基本事項に基づいて、石油供給者が、運送業者及び給油取扱所の所有者等を適切に指導し、単独荷卸しについて適切な運用を行わせるとともに、運送業者及び給油取扱所の所有者が、安全対策設備の設置、乗務員に対する教育訓練、荷卸し等を実施する場合にのみ認められるものであること。

この場合、次の事項が単独荷卸しを実施するための要件となること。

1 関係者（石油供給者、運搬業者、給油取扱所の所有者等）の実施する事項

(1) 石油供給者は、次の事項を実施すること。

ア 単独荷卸しの仕組みを構築するために必要な次の事項を定めること。

(ア) 給油取扱所及び移動タンク貯蔵所に係る単独荷卸しに必要な安全対策設備

① 安全対策設備の内容（種類、性能）

- ・ コンタミ^{※1}防止装置
- ・ 過剰注入防止設備
- ・ タンク貯蔵量表示装置
- ・ 照明設備
- ・ 防災設備

※1：異なる油種を誤って専用タンクに注入すること。

② 安全対策設備の維持管理方法

③ 安全対策設備の設置状況の把握方法

(イ) 単独荷卸しに係る作業の内容（荷積み作業及び荷卸し作業）

(ウ) 運送業者が行う教育訓練の内容

① 乗務員に対する教育訓練

- ・ 単独荷卸しの仕組み
- ・ 給油取扱所の設備
- ・ 荷積み作業（通常時、事故発生時）
- ・ 荷卸し作業（通常時、事故発生時）

② 運送業者の荷卸しについて責任を有する者（以下「運行管理者」という。）に対する教育訓練

- ・ 単独荷卸しの仕組み
- ・ 適切な運行管理
- ・ 災害発生時の対応

(エ) 乗務員が単独荷卸しについて必要な知識及び技術を有することを照明する書類の様式

(オ) 運送業者及び給油取扱所の所有者に対する指導内容

イ 単独荷卸しを次のとおり関係者に実施させること。

石油供給者は、自ら構築した単独荷卸しに係る仕組みに基づき、運送業者に単独荷卸しを行うことが可能な移動タンク貯蔵所を使用させ、単独荷卸しに係る教育を受けた乗務員に、単独荷卸しを行うことが可能な給油取扱所において、単独荷卸しを適切に実施させること。

(2) 運送業者は、石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みに基づき、次の事項を実施すること。

ア 単独荷卸しに使用する移動タンク貯蔵所に必要な安全対策設備を設置するとともに、適切に維持管理すること。

イ 単独荷卸しを行う乗務員に対し、単独荷卸しに係る安全対策設備、事故発生時の対応を含めた荷積み及び荷卸し作業に関する教育訓練を実施し、単独

荷卸しに必要な知識及び技術を有することを証明する書類を交付すること。
ウ 運行管理者に対して、単独荷卸しの仕組み、適切な運行管理の方法、災害発生時の対応について教育訓練を行うこと。

エ 安全対策設備を備えた移動タンク貯蔵所を使用して、所要の教育訓練を受けている乗務員に、証明書を携帯させて、単独荷卸しを行わせること。

オ 運行管理者を常駐させ、単独荷卸しにおいて災害等が発生した場合に備えること。

(3) 給油取扱所の所有者等は、石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みに基づき、次の事項を実施すること。

ア 給油取扱所に単独荷卸しに必要な安全対策設備を設置するとともに、適切に維持管理すること。

イ 給油取扱所の危険物保安監督者及び従業員に対して、単独荷卸しを行う場合の連絡体制、災害発生時の措置について教育訓練を実施すること。

ウ 給油取扱所の危険物保安監督者及び従業員に対して、営業時間中に単独荷卸しを行う場合に必要となる作業・役割について教育を実施すること。

エ 単独荷卸し時における危険物保安監督者への連絡体制を構築すること。

オ 単独荷卸しを実施する運送業者に対して、給油取扱所の設備等について情報提供する体制を構築するとともに、危険物保安監督者と運行管理者との連絡方法について調整すること。

カ 給油取扱所の営業時間中に単独荷卸しを行う場合は、乗務員と連絡できる体制をとること。

2 安全対策設備

移動タンク貯蔵所及び給油取扱所に備える単独荷卸しに必要な安全対策設備の要件は、別途1に示すものであること。

3 乗務員に対する教育訓練

単独荷卸しを行う乗組員に行う教育訓練の内容は、別添2に示すとおりとすること。

第2 給油取扱所の予防規程に規定すべき内容等

1 予防規程に規定する内容

単独荷卸しが行われる給油取扱所の予防規程は、次の項目が網羅されるように策定される必要があること。

(1) 単独荷卸しが行われる給油取扱所の危険物保安監督者及び従業員に対する教育に関すること。(危険物の規制に関する規則(以下「規則」という。)第60条の2第1項第4号関係)

(2) 給油取扱所に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関すること。(規則第60条の2第1項第5号関係)

(3) 単独荷卸しの実施に関すること。(規則第60条の2第1項第7号関係)

(4) 単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応に関すること。(規則第60条の2第1項第11号関係)

(5) 単独荷卸しの仕組み(給油取扱所に設置する安全対策設備、単独荷卸しを实

施する運送業者及び石油供給者が実施すべき事項）に関すること。（規則第60条の2第1項第14号関係）

(6) 単独荷卸し時における給油取扱所の危険物保安監督者、従業員の体制に関すること。（規則第60条の2第1項第14号関係）

2 給油取扱所の予防規程に添付する書類

給油取扱所の予防規程に添付する書類は、次のとおりであること。

- (1) 石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類
- (2) 当該給油取扱所において、単独荷卸しを実施する運送業者のリスト
- (3) 石油供給者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当該給油取扱所に対して確約した書類（契約書等）

3 予防規程の審査に際しての留意事項

次の事項に留意するものであること。

- (1) 予防規程の審査
給油取扱所の予防規程の審査においては、上記1及び2に掲げる内容が適正であることを確認するものであること。
- (2) 給油取扱所の確認
予防規程の審査の際に、必要に応じ、給油取扱所の状況を確認すること。

4 危険物保安技術協会における評価

危険物保安技術協会では、単独荷卸しの仕組みに係る評価委員会を設けて、第一に掲げる事項について、石油供給者の構築する単独荷卸しに係る仕組みの評価を実施することとしているところであり、上記2中「(1) 石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類」については、当該評価の評価結果通知書を充てることができるものであること。

当該評価結果を活用することにより、上記1(5)に係る予防規程の審査事務の簡素合理化に役立つことが期待されるものであること。

なお、危険物保安技術協会においては、当該評価の中で、石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みについて定期的にフォローアップするとともに、必要に応じて単独荷卸しを実施する運送業者を調査することとしていること。また、石油供給者の単独荷卸しの仕組みの運用に重大な瑕疵が認められるときには、評価の取り消しを行う場合があること。

また、危険物保安技術協会は、評価を実施したとき、評価の取り消しを行ったとき等には、その内容を消防機関に情報提供することとしていること。

当該評価結果を活用する場合の予防規定の審査手続等の流れは別添3のとおりであること。

第3 安全対策設備の設置に係る手続

別添1に示す安全対策設備を給油取扱所又は移動タンク貯蔵所に設置する際には、変更許可の手続が必要となる場合があるので留意すること。

ただし、当該設備については、事前に資料の提出を求め、変更工事の内容が法第10条第4項の技術基準と関係がない場合又は技術基準の内容と関係が生じるとしても

保安上影響を及ぼさない軽微なものである場合には、変更許可の手続を要さないものとして差し支えないこと。

なお、安全対策設備のうち、コンタミ防止装置及び過剰注入防止設備（移動タンク貯蔵所と専用タンクの両方に設けられる機器で構成されるもの等、今後技術開発が予想される特殊な形態のものに限る。）については、危険物保安技術協会において実施している性能評価を活用することが可能であること。また、過剰注入防止設備（専用タンクに設けられるもの）について危険物保安技術協会において試験確認業務を実施することとしており、予防規程の審査又は変更許可および完成検査において事務の簡素・合理化に資することが期待されるものであること。

- 1 予防規程を変更せずに（立会い荷卸しを行う予防規程のまま）単独荷卸しを行っている状況を確認した場合には、危険物保安監督者に対し、即座に単独荷卸しを中止するよう指導されたいこと。その後、単独荷卸しの実施を希望する場合には、本通知に基づき安全対策設備の設置、予防規程の変更等を指導されたいこと。

また、予防規程を変更している場合であっても、当該予防規程に従って単独荷卸しを実施していない場合には、予防規程に従った単独荷卸しの実施を指導されたいこと。これによっても予防規程に従った単独荷卸しが行われない場合には、単独荷卸しを止めるように指導されたいこと。

これらの度重なる指導によっても改善がみられない等のケースについては、消防法に基づく危険物保安監督者の解任命令、危険物施設の使用停止命令等の措置を検討すること。

なお、不適切な単独荷卸しが行われていることを把握した場合には、消防庁危険物規制課まで連絡されたい。

- 2 本通知においては、単独荷卸しの安全が確保されることが明らかになった石油供給者が基本事項を定めるとともに、単独荷卸しに係る関係者が必要な措置を講ずる場合についてのみ運用することとしているものであるが、これ以外の仕組みによっても単独荷卸しの安全が確保されることが明らかになった場合には、追ってその運用を始めることとしているものであること。

別添 1

単独荷卸しに必要な安全対策設備

1 コンタミ防止装置

移動タンク貯蔵所から専用タンクへ危険物を荷卸しする際にコンタミを防止するための装置であり、移動タンク貯蔵所に備えられる機器と専用タンク（注入口を含む。）に設けられる機器から構成されるものである。

(1) コンタミ防止機能

ア 有効にコンタミを防止できるものであること。

(ア) 移動貯蔵タンクの各槽に貯蔵されている危険物の種類を荷積みの段階から正確かつ容易に把握できるものであること。

(イ) 荷卸し先の専用タンクに貯蔵される危険物の種類を正確かつ容易に把握できるものであること。

(ウ) 移動貯蔵タンクの各槽に貯蔵されている危険物と荷卸し先の専用タンクに貯蔵される危険物の種類が一致する場合にのみ、当該槽の底弁等が開き荷卸しが行えるものであること。

(エ) 申請された油種相互のコンタミを防止できるものであること。

ただし、最低限、次に掲げる油種相互のコンタミを防止できるものでなければならない。

① ガソリン

② 灯油

③ 軽油

イ コンタミ防止機能を停止する機能を有する場合には、次の通りであること。

(ア) 停止スイッチは、容易に操作できないものであること。

(イ) コンタミ防止機能が停止している場合には、乗務員がその旨を容易に把握することができるものであること。

(2) 操作性

ア 操作性

乗務員1人で容易に操作できるものであること。

イ 視認性

操作の段階、異常の発生を容易に確認できるものであること。

ウ 安全性

乗務員に危害を及ぼさないものであること。

(3) 信頼性

ア 強度

使用時、車両の走行時に、容易に損傷しないものであること。

イ 耐候性

使用している間に起こりうる温度変化、降雨等により、機能に支障を生じるものでないこと。

ウ 信頼性

故障又は人為的ミスに対する対策が講じられていること。

2 過剰注入防止設備

移動タンク貯蔵所から専用タンクへ危険物を荷卸しする際に危険物の過剰な注入を防止するための装置であり、専用タンクに設けられる機器のみから構成されるものと移動タンク貯蔵所及び専用タンクの両方に設けられる機器で構成されるものがある。

(1) 過剰注入防止機能

ア 専用タンクへの危険部の過剰な注入を有効に防止することができるものであること。

イ 過剰注入防止装置を停止する機能がある場合には、次のとおりであること。

(ア) 停止スイッチは、容易に操作できないものであること

(イ) 過剰注入防止機能が停止している場合には、乗務員がその旨を容易に把握できるものであること。

(2) 操作性

過剰注入防止機能が作動した場合に注入ホース内に危険物が滞留するものにあつては、当該危険物を乗務員1人で容易に専用タンク内に収容することができるものであること。

(3) 信頼性

ア 強度

荷卸し時及び車両の走行時に、容易に損傷しないものであること

イ 耐候性

使用している間に起こりうる温度変化、降雨等により、機能に支障を生じるものでないこと。

ウ 信頼性

故障又は人為的ミスに対する対策が講じられていること。

3 タンク貯蔵量表示装置

専用タンク内の危険物の量を自動的に表示する装置である。

(1) 表示機能

専用タンク内の危険物の量の変化が荷卸し中に随時確認できるものであること。

(2) 設置場所

移動タンク貯蔵所から危険物を荷卸しする際に容易に表示内容を確認することができるよう、注入口の近傍に設けること。

4 照明設備

(1) 機能

単独荷卸しの作業を行う場所において、必要な照度が得られるものであること。

(2) 設置場所

単独荷卸しの作業を行う場所において、必要な照度が得られる場所に設置するとともに、当該照明設備のスイッチは運転手が容易に操作できる場所に設けるこ

と。

5 防災設備

(1) 機器の種類

ア 給油取扱所の見取図

単独荷卸し作業を行う場所（集中注入口の位置等）、単独荷卸しに必要な設備の位置を明示したもの

イ 消火器

B火災用の能力単位の合計が10単位以上となるもの（本数は1本又は2本とし、給油取扱所に設置されている消火器を単独荷卸しの際に使用できるようにすることで差し支えない。）

ウ 乾燥砂

25kg以上（使い易いようにバケツなどに小分けしたもの）

エ 緊急用電話

消防機関等に連絡できるもの

オ 通報連絡方法手順書

事故発生時に消防機関、給油取扱所の危険物保安監督者等の責任者、運送業者等へ通報連絡する手順を明示したもの

(2) 設置場所

ア 事故発生時に容易にかつ安全に使用することができる場所に集中させて設置すること。

イ 上記（1）ア、エ及びオについては、給油取扱所の防火塀又は建築物の外壁等に設けられた耐候性等を有する箱（自立型のものを含む。）に収納されていること。